



長野県訓令第12号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正します。

平成17年12月1日

長野県知事 田中康夫

第7条第1項中「経営戦略局人事活性化チームリーダー」を「経営戦略局人財活用チームリーダー」に、「人事活性化チームリーダー」を「人財活用チームリーダー」に改め、同条第2項中「人事活性化チームリーダー」を「人財活用チームリーダー」に改める。

第9条中「人事活性化チームリーダー」を「人財活用チームリーダー」に改める。

別表第2中 「白田 明科 豊科 大町 松本 塩尻 岡谷 諏訪
茅野 辰野 木曾福島 伊那 駒ヶ根 飯田 阿南」を

「安曇野 大町 松本 塩尻 岡谷 諏訪 茅野 辰野
木曾 伊那 駒ヶ根 飯田 阿南」に改める。

人財活用チーム